

令和 5 年（ワ）第 17364 号、令和 5 年（行ウ）299 号
若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件
原 告 能條桃子他 5 名
被 告 国

証拠説明書 5（甲 B 号証）

2024 年 9 月 9 日

東京地方裁判所民事第 2 部 御中

原告代理人弁護士	戸 田 善 恭
同	井 桁 大 介
同	谷 口 太 規
同	亀 石 倫 子
同	西 愛 礼

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 B65	木下智史・只野雅人 編『新・コンメンタ ール憲法（第2版）』 734～736 頁	写 し	2019 年 6 月 25 日	大河内美紀	・住民自治とは「国の領域 内の一定の地域における 公共事務が、主としてその 地域の住民の意思に基づ いて行われる」ことを意味 していること、憲法 93 条 は住民自治を具体化した 規定であること等。
甲 B66	杉原泰雄『地方自治 の憲法論〔補訂版〕』 185 頁	写 し	2011 年 7 月 25 日	杉原泰雄	町村総会制度は住民自治 の具体化として全面的な 直接民主制を認めた制度 であること。

甲 B67	松本英昭『新版逐条 地方自治法 (第 9 次 改訂版)』364 頁、 41	写 し	2017 年 10 月 15 日	松本英昭	・町村総会は「それ自身が 当該町村の議事機関であ り、とりもなおさず、憲法 に言うところの議会に他 ならないと解して差し支 えない」と解されているこ と。 ・地方自治法 2 条 3 項が市 町村を「基礎的な自治体」 として都道府県と区別し ているが、その趣旨は「現 在の普通地方公共団体に 関する制度が市町村と都 道府県の二重構造になっ ている点に着目」すること で両者の異なる性格を示 すものと考えられている こと、市町村は、都道府県 と比較して「住民に最も身 近な普通地方公共団体」と して共通の性格を持つ地 方公共団体と位置づけら れていること。
甲 B68	林紀行「二代表制 における地方議会 の役割と町村総会」 法政論叢 55 巻 1 号 208～209 頁	写 し	2019 年	林紀行	・学説上「町村総会を否定 的にとらえるものはほと んど存在」しないこと。 ・学説に従えば「地方議会 から町村総会への移行は、 むしろ憲法が求めるとこ ろである」こと。

甲 B69	兼子一編『註解日本 国憲法下巻(2)』1390 ～1391 頁	写 し	1953 年 12 月 30 日	兼子一	「憲法は、地方公共団体の 意思の決定は、住民自治の 本旨に従い、住民の代議会 によるべき事を最小限度 の必要として、議会の設置 を要求しているのである から、議会の代わりに議会 よりも一層住民の意思を 端的に表現しうる町村総 会を設けることが、憲法に 抵触するものと解すべき 理由は少しも見いだせない」こと。
甲 B70	宮沢俊義・芦部信喜 『全訂日本国憲法 第 2 版（全訂版）』 764～765 頁	写 し	1978 年 9 月 4 日	宮沢俊義・ 芦部信喜	「町村総会は、選挙権を有 する者全部によって組織 されるのであり、選挙人によ って選ばれた議員によ って組織される議会より は、より高い程度において 『地方自治の本旨』に適合 する」とされていること。
甲 B71	町村議会のあり方 に関する研究会「町 村議会のあり方に 関する研究会 報 告書」・参考資料 14・15	写 し	2018 年 3 月	町村議会の あり方に関 する研究会	町村総会は、従前は東京都 八丈支庁管内宇津木村に 設置され（昭和 30 年 4 月 八丈町への編入により解 消）、近時（平成 25 年・26 年）では高知県土佐郡大川 村が町村総会の設置の検 討を進めていたこと。

以 上